

新潟県スポーツ協会 加盟団体向け説明会

## 一般スポーツ団体向け ガバナンス・コードについて

Field-R法律事務所  
杉山 翔一  
(sugi@field-r.com)

### 構成

1. ガバナンスコード制定の経緯
2. 原則 1 から原則 5 について
3. 原則 6 について

## 1.ガバナンスコード制定の経緯

### 日本スポーツ界の「ガバナンス」の流れ

- 2011年 8月 スポーツ基本法施行
- 2012年 3月 第一期スポーツ基本計画の策定
- 2017年 4月 第二期スポーツ基本計画の策定
- 2018年12月 スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン

## スポーツ団体運営

### スポーツ団体の自治・自立

- スポーツの有する中核的価値
- スポーツを愛する人の自発的努力
- スポーツの公共的役割
- スポーツ団体の主体的な努力による適切な組織運営

### 不祥事等の防止・スポーツに携わる人の権利の擁護

- ガバナンスの機能不全
- コンプライアンス意識の不徹底
- スポーツの価値を毀損するような不祥事事例の発生

## スポーツ団体運営と国家の関与



関りが薄い



関りが濃い

The Ted Stevens Olympic and Amateur Sports Act

## 二つのガバナンスコードの対象団体

### NF向け

- JOC加盟団体
- JSPO加盟団体
- JPSA・JPC登録団体

### 一般スポーツ団体向け

- 左記以外

## 二つのガバナンスコードの策定

### NF向け

- 13の原則・規定
- 適合性審査
- 自己説明・公表

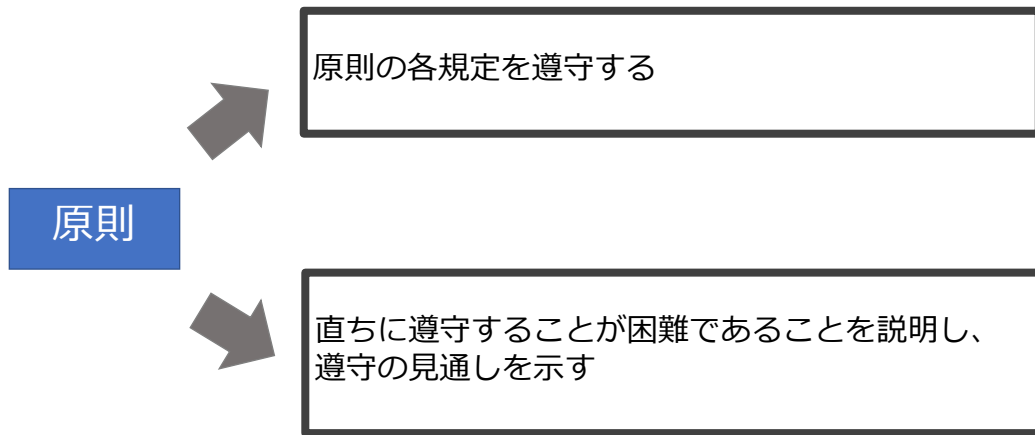
大きな社会的影響力  
公共性高い  
高レベルでガバナンス確保の必要性

### 一般スポーツ団体向け

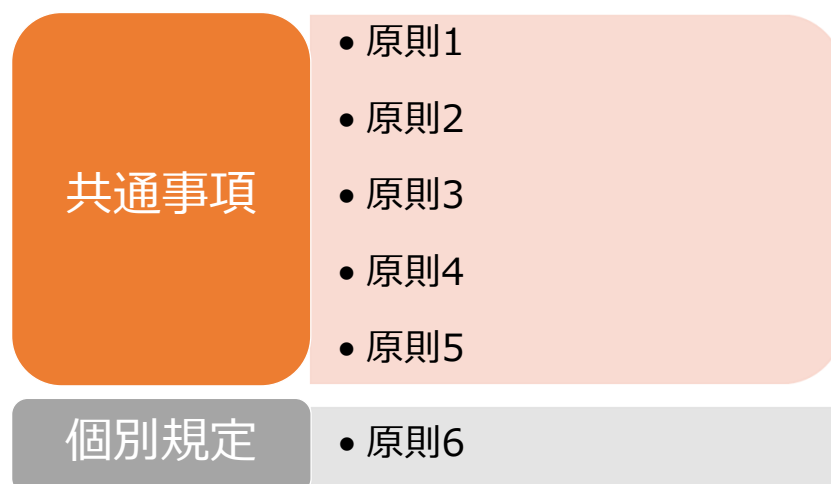
- 6の原則・規定
- 自己説明・公表

適性なガバナンス確保の必要性

## ガバナンスコードの「遵守」とは



## 各規定の位置づけ



## 2. 原則 1 から原則 5 について

原則1 法令等に基づき適正な団体運営及び事業運営を行うべきである。

(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること

【補足説明】

- 法人格を有する団体については、その法人に適用される法令を遵守することが求められる。
- 一般社団法人及び一般財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人については公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、特定非営利活動法人（NPO 法人）については特定非営利活動促進法の遵守がそれぞれ求められる。

原則1 法令等に基づき適正な団体運営及び事業運営を行うべきである。

(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること

【補足説明】

- 法人格を有しない一般スポーツ団体において、団体内部の規約等を定めている場合には、当該規約等を遵守し、適正に団体運営を行うことが求められる。
- 法人格を有しないとしても、団体としての権利義務関係を明確化する観点から、以下の点に取り組むことが求められる。
  - ① 団体としての組織を備え、多数決の原理が行われ、構成員の変更があったとしても団体が存続し、代表の決定方法や財産の管理等の団体としての主要な事項を確定させること
  - ② 個人の私的な口座で財産の管理・運営を行うのではなく、団体活動のための専用の口座を用い、財産を分別して管理・運営すること

原則1 法令等に基づき適正な団体運営及び事業運営を行うべきである。

(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること

【補足説明】

- 一般スポーツ団体においては、法人格を規定する法令以外にも、自らの事業運営において適用される関係法令、地方公共団体が定める各種条例や規則等を把握し、遵守することが求められる。

原則1 法令等に基づき適正な団体運営及び事業運営を行うべきである。

(4)適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること

【補足説明】

- 一般スポーツ団体における適正なガバナンスの確保を図る上で、団体運営及び事業運営に関する重要な意思決定を行う役員等がその権限を適切に行使するとともに、その権限の行使について、適切な監督が行われることが重要である。
- 具体的には、法人格を有する一般スポーツ団体においては、理事会、社員総会、評議員会等における計算書類及び事業報告の承認手続や、監事、会計監査人による監査等を通じて、また、法人格を有しない一般スポーツ団体においても、役員等から構成員その他のステークホルダーに対して業務執行状況を報告する機会を設けることなどを通じて、団体運営及び事業運営について適切な監督が行われることが求められる。

原則2 組織運営等に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

【補足説明】

- 一般スポーツ団体がステークホルダーの理解を得つつ、安定的かつ持続的な組織運営を実現するためには、組織として目指すべき基本方針（ミッション、ビジョン等）を策定し、公表することが求められる。



### 原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと

【補足説明】

- 一般スポーツ団体が役職員に対してコンプライアンス教育を実施するに当たっては、例えば、以下のような内容を取り扱うことが考えられる。
  - ① 暴力行為、セクハラ、パワハラについて
  - ② 当該スポーツ団体に適用される関係法令及びガバナンスコードについて
  - ③ 不適切な経理処理を始めとする不正行為の防止について
  - ④ 大会運営、強化活動等における選手等の安全確保の徹底について
- ①については、特に競技者に対して暴力行為等が行われない環境を整備する必要について理解を促すとともに、仮に競技者に対して暴力行為等が行われた場合に、競技者が身体の安全を確保すべく適切な対処ができるように教育することが求められる。

### 原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと

【補足説明】

- 指導者、競技者等向けのコンプライアンス教育を実施するに当たっては、例えば、以下の内容を取り扱うことが考えられる。
  - ① 暴力行為、セクハラ、パワハラについて
  - ② 人種、信条、性別、性的指向及び性自認、社会的身分等に基づく差別の禁止について
  - ③ SNSの適切な利用を含む交友関係（反社会的勢力との交際問題を含む。）、社会常識について
  - ④ 不正行為の防止について（ドーピング、八百長行為等）
  - ⑤ その他の違法行為について（20歳未満の飲酒・喫煙、違法賭博、交通違反・事故等）

## 原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

### (1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること

#### 【補足説明】

- 公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立することが求められる。  
実践例：①財産の独立管理、②領収書その他証憑に基づいた支出、③監事との情報共有、連携強化、④重要なイベント等に関する収支報告書の作成  
「NF組織運営におけるフェアプレーガイドライン4 NFの会計処理に関するフェアプレーガイドライン（1）a」  
<http://www.jsaa.jp/ws/governanceindex.html>

## 原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

### (2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること

#### 【補足説明】

- 公的助成の受給に当たっては、自らの団体が遵守義務を負う関係法令や公的助成の実施主体が定める実施要項、ガイドライン等の内容を十分に確認し、当該法令、ガイドライン等において遵守すべき事項が組織運営の業務プロセスにおいて適切に実行されるよう、財務会計方針、手続等の運用規程を定め、適確に運用することが求められる。

## 原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること

### 【補足説明】

- 会計処理の内容について、団体内において複数の者がチェックする体制を整えるとともに、経理担当と監査担当は別の者が行うよう監査体制を明確にすることが求められる。

## 原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

### 【補足説明】

- 法人格を有する一般スポーツ団体においては、貸借対照表等、法令に基づく情報開示を適切に行うことが求められる。また、法人格を有しない一般スポーツ団体においても、少なくとも年度ごとの収支報告について開示することが求められる。
- さらに、組織運営の透明性を確保し、適正なガバナンスを実現するとともに、開かれた一般スポーツ団体としてステークホルダー及び国民・社会から信頼を得るためには、ガバナンスコードの遵守状況に関する情報についても積極的に開示することが求められる。

### 3. 原則6について

原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合 ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである

【補足説明】

- 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行う
- 適用の在り方は、各一般スポーツ団体が自らの団体の公共性 組織の特徴や業務内容 ステークホルダーとの関係等を踏まえて判断
- ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定 そのものを適用するのではなく個別の規定を参考にしつつ、独自の原則・規範を自ら定めることも考えられる。

## 個別規定の適用の考慮要素

人的・財政的規模

業務内容

社会的影響力

高レベルのガバナンス確保の要請

## NF向けスポーツ団体ガバナンスコード

- 原則 1 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。
- 原則 2 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。
- 原則 3 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。
- 原則 4 コンプライアンス委員会を設置すべきである。
- 原則 5 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。
- 原則 6 法務、会計等の体制を構築すべきである。
- 原則 7 適切な情報開示を行うべきである。

## NF向けスポーツ団体ガバナンスコード

- 原則 8 利益相反を適切に管理すべきである。
- 原則 9 通報制度を構築すべきである。
- 原則 10 懲罰制度を構築すべきである。
- 原則 11 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。
- 原則 12 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。
- 原則 13 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。

ご清聴ありがとうございました

弁護士 杉山 翔一  
Field-R 法律事務所  
Email: [sugi@field-r.com](mailto:sugi@field-r.com)